

さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第25号

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和7年6月2日

さいたま市見沼区選挙管理委員会委員長 倉 島 利 三

1 登録の移替えを延期する期間

令和7年6月12日から選挙期日まで

2 登録の移替えの延期を行わない者

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をし、1の期間内において未だに同法第30条の6第2項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転がなされていない者